

令和4年度第6回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年1月19日（木）午後1時30分から
場 所	静岡県庁別館8階第1会議室C、D
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）14名 秋山信彦、今泉文寿、岡島いづみ※、岡村 聖※、岸本太郎、小泉透※、斉藤貴江子、立蔵洋介※、中村雅子、坂東英代、東惠子、森下祐一（副会長）、横田久里子※、吉崎真司（会長） ※Web参加</p> <p>○事業者等 株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 一般財団法人日本気象協会</p> <p>○事務局（県側出席者） 静岡県くらし・環境部 参事、生活環境課長他</p>
会議内容	（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書についての審議
配布資料	<p>令和4年度第6回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員・事業者等・事務局）配席図 【資料1】環境影響評価手続について 【資料2】事業概要及び準備書について 【資料3】審査会委員の意見等に対する事業者の見解 【資料4】庁内連絡会議委員の意見等に対する事業者の見解 【資料5】意見概要書（住民意見等に対する事業者の見解）</p> <p><関連図書等> ・（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書 ・環境影響評価法・施行令、発電所アセス省令 ・静岡県環境影響評価条例・施行規則・技術指針</p> <p>（参考） ・「県盛土等の規制に関する条例」について ・静岡県盛土等の規制に関する条例・施行規則（二段表）</p>

1 開会

(事務局) ただ今から令和4年度第6回静岡県環境影響評価審査会を開催いたします。よろしくお願いいたします。それでは開会に先立ちまして、御挨拶を申し上げます。

(くらし・環境部参事)

委員の皆様には、お忙しいところ御出席を賜り誠にありがとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

本年度の環境影響評価審査会は今回で6回目を迎え、これまで一般国道414号線伊豆縦貫自動車道の準備書と仮称でありますけども浜松市沖洋上風力事業者の配慮書について御審議いただきました。

本日、審査会でお諮りいたしますのは、仮称でありますけども、ウインドパーク遠州東部風力発電事業につきましては、令和2年度に方法書の御審議をいただきましたが、今回、事業者から準備書が送付されまして、昨年12月19日に、意見概要書の提出を受けてから120日以内に知事意見を述べるのが法で規定されております。このためこの件につきましては本日を含めて全3回の審査会を予定しております。委員の皆様におかれましては年度末に向かい御多忙の時期となりますけども、答申の形成についてお願いいたしますとともに、本日、時間を許すかぎり積極的な御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

(事務局) それでは続きまして、本日の会議の成立要件を確認させていただきます。お手元のタブレットに委員の出席名簿を表示しております。本日はWebも含め14名の委員の皆様にご出席いただいております。静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた委員の過半数の出席との本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

2 審議

(事務局) それでは次第の2に移ります。本日は(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書について御審議いただきます。議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さん、こんにちは。今日は、(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書について質疑応答をお願いしたいと思っております。

すが、事前のいただいた資料を見ると非常に質問内容が多くて時間がぎりぎりになりそうですので、なるべく効率的に進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまずはじめに、事務局の方から、環境影響評価の手續について説明をお願いいたします。

(事務局) 事務局でございます。それでは説明させていただきます。お手元のタブレットに資料1を共有させていただいております。

まず、はじめに環境アセスについての概要を確認させていただきます。目的といたしまして、私たちの身近にある自然環境や生活環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な事業に対してあらかじめ事業者自らが環境影響調査をもとに、事業影響による予測、評価を行い、環境の保全の見地からの意見を広く聴いた上で環境により配慮した事業計画を作り実践していくことを目的としております。

本件、(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業については、法アセス第1種事業のアセスメントの事業として手續を実施しております。

続いて環境アセスメントの手續の大まかな流れについて説明いたします。本件は法アセス対象事業のため、配慮書からスタートし、現在3番目の準備書の手續を実施中です。準備書段階では方法書知事意見を踏まえ、方法書で計画した調査、予測、評価を実施し、環境保全対策の検討結果など、事業者の環境保全についての考え方を示します。そして、次の評価書の公告を経て、許認可の個別法の手續や工事に着手する流れとなります。アセス法の枠組みでは評価書手續まで行っていただき、その後、アセス条例の枠組みの中で、枠組みで事後調査計画書と事後調査報告書の手續を実施していただきます。

準備書についてですが、準備書とは環境保全の見地からの意見を聞くための準備として、方法書手續で選定した項目や手法等に基づき実施した環境アセスメント、調査、予測、評価の結果や、環境保全に関する事業者自身の考え等を示したものになります。環境アセスメントの結果について、環境保全措置や事後調査の必要性を記載することが求められております。

この手續で行われることといたしまして、地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々からの意見募集、地方公共団体などからの意見聴取、説明会の開催による住民等の理解の促進などが行われております。

続いて今回の準備書手續の、フローを確認いたします。昨年9月末に経済産業省に届け出があり、静岡県関係市町へ送付、公告されました。縦覧は1か月間行い、11月11日まで意見募集を行っております。その間、静岡県ではアセス審査会委員や、庁内関係課から意見照会をさせていただきました。事業者の

縦覧期間中の10月に関係市町において説明会を実施しております。事業者は住民の意見募集が終了した後、意見に対する事業者見解を取りまとめた意見概要書を作成し、昨年12月19日に経済産業省、県、関係市町へ送付がありました。意見概要書の送付をもって、市町長意見を照会させていただき現在、各市町から御回答いただいているところです。

静岡県はアセス審査会を今回を含め、全3回開催し、アセス審査会の委員の意見、庁内関係課の意見、市町長意見を踏まえ答申を形成し、知事意見を経済産業省へ送付いたします。経済産業省は知事意見や住民意見等を踏まえ、準備書を審査し、関係市長の意見を聞いております。その後、大臣勧告が必要と認められる場合は事業者に勧告することができます。以上の流れを踏まえて事業者は評価書を策定することになります。

環境影響評価準備書に記載される内容といたしまして、発電所アセスの手引から一部抜粋しております。ここに記載されておりますとおり、環境影響評価の結果について、この内容、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、環境保全のための措置また事後調査を踏まえ、環境影響の総合的な評価を記載されております。また参考までに準備書手続が終了したのち評価書手続の流れを御説明いたします。事業者が準備書に対する知事意見や、一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて、準備書の内容を見直した上で評価書を作成します。事業者は評価書を作成したのち、経済産業省へ届出をいたします。経済産業省は届出がされた評価書を審査します。評価書について、環境の保全について適正な配慮がなされることが必要であると認められる場合、評価書を受領した日から30日以内に限り変更を命ずることができます。またその必要がない場合は、確定通知を送付します。その確定通知については、環境省へも通知いたします。事業者は経済産業省から確定通知を受けた時は、静岡県、関係市町に対して、評価書とその要約書、変更命令があった場合はその命令の内容を送付いたします。事業者はその後、確定した評価書について公告、縦覧を実施し、2か月間縦覧します。住民に対してもその旨を周知いたします。

評価書手続については、公告、縦覧を実施して終了となりますので、意見を述べる機会は規定されておられません。その旨、御承知おきください。

なお手続終了後のことにはなりますが、事業者は環境保全の適正な配慮をもって許認可等の申請を経済産業省へ届出をし、経済産業省は工事計画の審査の中で、評価書の順守を確認し、認可または変更命令を出します。本事業について評価書に従っていない場合は、変更命令が出されることになり、環境アセスの結果を確実に反映させることとしております。

以上、事務局からの説明を終わります。

(会長) はい、ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、何か質問がありましたら、委員の方から御発言をお願いいたします。

御質問いかがでしょうか、特によろしいですか。

では、私の方から一点だけ。今、事務局の方から最後に説明がありましたように、評価書の段階になりますと、我々とのやりとりがもう既に終了しておりますので、できない状況になります。ですので、この今日を含めて3回の、我々とのやりとりが、準備書の中の最も重要な部分を形成するというふうに考えておりますので、評価書では間に合わないことも含めて、我々の方から今回いろんな形で質問をしたり、要請をしたりということをしていただきますので、そのあたりについては、御承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日審議する事業につきましてはお手元のタブレット内の資料のとおり、事前に各委員から準備書の内容についての御意見を文書で提出していただき、その御意見に対する事業者の見解等を用意いただいております。また県庁内の関係課や住民からの意見に対しても事業者の見解が示されておりますので、資料としております。

それでは事業者から事業の概要、準備書の概要、各意見に対する各事業者の見解について説明をお願いしたいと思います。申し訳ないんですが、50分しかありませんので要領よくよろしく願いいたします。

(事業者) 本日、大変、お忙しい中、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。事業者の株式会社シーテックと、アセスメントのコンサルタント業務を委託いたしました日本気象協会の者でございます。本日どうぞよろしくお願い申し上げます。では御説明させていただきます。

それでは今、画面を見ていただいているところから、まず事業計画の簡単な御説明のところをさせていただきます。なお会長からお話がありましたように、お時間も押してまいりますので、少しかいつまんでお話しさせていただくこともあろうかと思いますがどうぞ御容赦いただければと思います。

ここでは、会社紹介とこの事業の計画概要とアセスメントについての大きな枠組みのところを御説明いたします。

まず、会社の説明が載っているかと思いますがけれども、私ども、中部電力のグループ会社のシーテックと申す会社でございます。当社におきましては電力設備の保守とか工事、こういったことを担うために1962年3月にできあがった会社でありまして、以来、中部電力の水力発電設備、それから流通設備、こういったものの保守工事、これを中核事業としつつ、2000年の初頭ぐらいから、再生可能エネルギー事業にも取り組まさせていただいているところでございま

す。次のページのところで御説明させていただいているのは、再生可能エネルギー事業に取り組む弊社の具体的な中身でございますけれども、棒グラフの一番左側、これ 2002 年、2000 年の初頭から再生可能エネルギー事業、まずは風力発電事業に取り組まさせていただきます。その後、右側に向けて年次が進んでまいりますけれども、風力発電事業を展開させていただきます。現在一番右側にある風車のマークのところ、224,000kW の風力発電設備を有する会社。同じようにピンクのところは太陽光発電に関わるようなところでございますが、こちらについても 119,000kW、あとわずかでございますけれども、流れ込み式の水力発電設備、こういったところを保有している会社でございます。

続きまして、風力発電事業をどこで今までやらせていただいているかということをお説明させていただきますけれども、左上のところ、これは伊勢湾を書いています。その伊勢湾の西側にあります津市と伊賀市の境にあります青山高原と呼ばれているところ、ここを事業地の中核とさせていただきます。現在こちらでは 89 基の風車を建設させていただきます。運転管理をさせていただきますところでございます。

後、枠から外れたところにありますけれども、これ以外に愛知県の田原市の方で 3 本ほど、それから秋田県の方で 22 本ほどの風車を事業展開させていただきます。といったところの会社でございます。

それから次のところですが、こちらの先般、お願いしておりました方法書から変更をかけたところについて、かいつまんでお話しをさせていただきます。

これまで方法書でいただいた御意見などを鑑みまして、現地調査などを進めさせていただきました。結果的に申しますと、そこに 2 つありますが、土砂流出防備保安林であったり土砂災害警戒区域、こういったところへの影響をできる限り回避するという、それから調査をした結果、クマタカが非常にたくさん営巣していることが分かりました。これに対する影響を低減できるように取り組んでまいりました。

その結果が下の表にございまして、まず発電所の出力については、方法書の時に 84,000kW と言っておりましたけれども、今回、準備書では、57,600kW に規模を縮減しております。つまり風車の基数がその次にありますが、21 基であったものを 15 基に変更させていただいたということ、それから風車の出力につきましても、最大 4000kW 級と方法書の時は申しておりましたけれども、具体的に採用する風車を絞り込んでまいりまして 4,200kW という風車を使わせていただく計画と変更となっております。次の対象事業実施区域につきましても規模が縮小されているといったものが事業変更点として挙げられるところでございます。

ます。

ここにつきましては今、お話ししたことを図上にお示したものでございまして、水色のハッチングがかかっているところが方法書の段階でお示しさせていただいていた対象事業実施区域であります。内側の実線に関わるところが新たな今回の準備書でお示しさせていただく対象事業実施区域。それから、丸い点が少し見づらいかもしれませんが、青い点と赤い点とありますけれども、青いところが方法書の時に、風車配置を検討していたところ、赤い丸が今般の準備書で計画させていただいているところ、というふうに見ていただければと思います。

あと方法書からの変更のところ、冒頭申しましたようにクマタカへの配慮をこのペーパーでは御説明しておりますけれども、表の中の青い字になりますけれども、ここ3基の風車、図示してありますここについては、クマタカの年間衝突の件数が非常に高いということが見込まれるということからこの部分での風車配置を諦めてそれ以外のところに振り分けさせていただいて、最終的には都合15基とさせていただいたと言ったところが変更の大きなところでございます。

あと少し割愛させていただいて、このページは工程表を御説明させていただいております。事業計画といたしまして、工事の着手を2024年の春先、事業の運転をさせていただこうと考えているのは2028年の春先で考えているところでございます。

それからまた少し飛ばさせていただいていきますけれども、今回の風力発電事業に関わる環境影響評価の項目、ここに表が載せてございますけれども、工事の実施による影響が予想されるものと、もう一つは施設の存在、それからその供用による影響、この大きく2つのものについて、環境影響評価、予測をさせていただいたものでございます。

以降ですね、大気質であったりとか、この辺は準備書をもう御覧になっていただいておりますし、それぞれ御意見をいただいているかと思っておりますので、少し割愛させていただいて、ポイントのところへ行きます。

すみません、少し飛びますけれども、この案件で特質のあったところを、御説明させていただきます。

水質に関してのところ、少し補足させていただいております。水・濁りに関してですけれども、こちらの対象事業実施区域、それぞれ水系別に、水の濁りについて調査をさせていただいたところでございます。真ん中の水質10番につきましては、これは静岡県知事様の意見、これを受けて追加して実施したものでございます。

このうち、結果的には水質1番、左側の方の表の水質1番から水質10番まで、

ここについては、濁水が河川には流入しないという予測結果になっているところでございますが、一方で表の右側、水質3番、6番、8番、ここに付きましては、濁水が河川に到着することが予想されるという結論になっているところでございます。ここが結果として少し注目すべきところでありました。

こちらにつきましては、この3番、6番、8番につきましては、河川の現状のSSであったりとか将来予測値をそれぞれ評価させていただいたと言うところで、水質6番の大代川と言ったところがもともとの現況地に比べて数値が増えてしまったという結果になっています。ここが特筆すべきところになったかと事業者は理解しているところでございます。それからここに付きましては、環境保全措置、当然やってまいります。他の項目もありますけれども、特に念入りにやらなければならないといったところを事業者は理解しているところでございます。

それから地形・地質の土地の安定性について。これは静岡県知事様の御意見をいただいたということで、この事業計画に反映させていただいたところのものの一部をかいつまんで説明させていただいております。

まずこの図面の右側にありますように、赤色立体図の判読ということによって、微地形解析というものをを行い、この土地が安定しているかどうかという評価を行いました。これを受けた上でさらに、現地でのボーリング調査を行って、この土地の安定性についての評価をしたというところが追加として変わったところでございます。

あとは、また少し飛ばさせていただきますけれども、あと風力発電施設、当然、景観に与える影響というものが施設ができあがった場合、想定されますということから、事前に方法書の段階で調査地点について御指示いただいたところで、合計26地点を選定させていただいたところでございます。このうち赤マルで描かせていただいているところは、静岡県知事様の御意見をを受けて追加させていただいたところでございます。

以降、その場所から見た写真、モニタージュ写真について、記載させていただいてありますので、また別途、御覧いただければと思います。

それでこの事業地で一番、風車を視認できるなど言われたところがありまして、こちらのところ、これは島田市の北五和スポーツ公園広場というところがあります。ここの広場の端に立ちますと、風車が山の山稜に見えてくるといったところがございます。その他のところにつきましては、これ以上よく見えるところはなくて、部分的に見える、もしくは気にならない程度に見えるといったところが、今回の事業地の特徴を表していると思っております。

それから、景観についてはもう少し最後の方になりますが、施設の存在に関しまして、環境保全措置、これはこれから考えていかなければならないところ

もちろんありますけども、まずはシミュレーションの結果もありますけれども、あとは周囲の環境に馴染みやすいような環境融和色といったものについて配慮してまいりたいと考えているところでございます。この色につきましてはまだまだこれから具体的な事例をお示しさせていただいていくようなことになろうかと思っております。この点についてはまた御指導いただければと考えております。

また樹木の伐採量、これは他にも関わってまいりますけれども、最低限にするように改変計画を見直しをかけていくとともに、早期緑化をさせていただいて修景を図っていくといったところを考えてまいります。

それからこれだけの設備になりますと、航空障害灯をどうしてもつけなければなりませんので、航空法の規定の中で必要に応じて最低限、設置するように関係航空局様との調整をさせていただきますし、下方への照射を防ぐようなカバーというものも開発されておりますのでこういったものを設置させていただきたいということを考えているところでございます。この資料の2についての説明は以上であります。

この後、以前、事務局の方から、事業の建設に係るビデオを放映できないかと御要請いただいておりますので、それをいったん見ていただくかどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(会長) はい、結構ですよ。時間は、どれぐらいですか。

(事業者) 6分です。

(会長) 6分。はい。

(ナレーション) 三重県津市から東にかけて広がる笠取山に代表される青山高原、その青山高原の北部、標高 600m から 700m に位置するウインドパーク笠取、敷地面積 330,000 平方m のこの場所で、ウインドパーク笠取の建設が始まったのが 2007 年 10 月。そして 2010 年 2 月にまず 10 基の風車が運転を開始。続いて 2010 年 12 月に、残り 9 基の風車が運転を開始しました。19 基の風車が立ち並ぶスケールは、壮大で圧巻です。

それではウインドパーク笠取の完成までの道のりを御覧ください。

2009 年夏、風車を構成する各パーツが次々と津の港へ入港しました。すべての部品が巨大でありながら最先端技術を駆使した繊細な精密機械。このため一つ一つ丁寧に水揚げしていきます。

道路の交通量が少なくなった深夜零時、港から建設現場へのおよそ 30km に及ぶ

輸送を開始。タワー、ナセル、ブレードなど、それぞれのパーツを巨大トレーラーで慎重に運搬していきます。港を出発してから6時間、建設現場に到着。

さあ、いよいよ組み立てです。3分割された風車の柱となるタワーを下から順に組み上げていきます。

続いて発電した電気を調整する危機が納められたナセル、重量34t、大型バスほどの大きさのナセルを慎重に吊り上げていきます。次は風を受けて回る羽・ブレード、ブレードを1枚ずつ吊り上げ上空で取り付けていきます。地上からの高さおよそ65mで繰り広げられる難易度の高い作業はスタッフたちのチームワークがあるからこそ、実現できる作業なのです。こうして風車は完成。

ウインドパーク笠取の風車は、タワーの高さ65m、1枚のブレードが40m、全体の高さは105m程となります。1基あたり2,000kWの電力を発電し、発電した電気は中部電力へ売却。全19基の最大出力は38,000kW。およそ26,000世帯の電力を賄える発電能力があります。また風力発電は発電時にCO₂が発生しません。そのために年間およそ45,000tのCO₂を削減し、地球温暖化防止にも貢献しています。

これからも私たちシーテックは環境保全や地球温暖化防止の一環として自然環境に十分に配慮しながら風力発電事業を進めてまいります。皆様の御期待に応えられるようさらなる挑戦をし続けていくシーテック。ウインドパーク笠取には今、エネルギーの新しい風が吹き始めています。

(事業者) ありがとうございます。最後は会社のPRになってしまったかと思えます。その辺は御容赦いただければと思います。

それでは続きまして本件の審査会の先生方からいただいた御意見についてお時間の都合もあるということで少しかいつまんで事業者の見解を述べさせていただきます。

まず、全般の御意見、整理番号で言うと、00番と書いてある全般につきましてお話しさせていただきます。

まず、静岡県の審査委員の皆様からいただいた御意見、全部でですね、110件ほどいただきました。ちなみに申しますと、庁内連絡会からいただいた御意見、全部で43件、それから住民からいただいた御意見、全部で40件ということで、それぞれたくさんのお意見をいただいたものでございます。

まずは静岡県の審査委員の皆様からいただいた御意見の全般にわたるところ、これは6項目ほどありました。ここについて部分的なところをお話しさせていただこうと思っています。ここにつきましては、整理の仕方であったりとか、見にくいのではないかと、こういった御意見をいただいているところ、ありますけれども、一応、私どもにおきましては、経済産業省主体のものの環境影響評価となっていることから、ここに出ている手引にのっとって作らせていただ

いたと、いうことであります。

それからあと、環境保全措置の内容について。

(会長) すみません。一番左側の番号を言ってください、最初に。

(事業者) そうでした。例えば一番左側の1番になりますね、1番の全般の御意見として、緑化の話が出てまいっているんですけど、国内の外来種を持ち込まないようにしてくださいという御指摘をいただいているということで、これにつきましてはしっかりとそこを踏まえた上で調整してまいります。

それから2番、これは環境保全措置について、具体的にもう少し書けることはないでしょうかといった御意見をいただいておりますので、今後しっかりと検討をさせていただきたいと言ったところです。

それから3番目は、報告書が大変読みにくいですと、こういう御意見をいただいているといったところでありますが、ここにつきましては、経産省様からの御指導をいただいた中で作りこみをさせていただいております。

それから5番目に、送電線埋設ルートについての環境影響評価は行われていますかという御質問をいただいておりますということで、送電線につきましては、風車間の機器を結ぶための道路の中に埋設していくということで、これも踏まえた上で行わせていただいております。

それからあと、その他といたしまして、いろいろな図面が出てまいりますけれども、少し見にくいということでありましたので、色であったり、表示の仕方について、工夫してくださいということを、御意見をいただいております。ここについては、評価書に向けて、修正等々させていただこうと考えております。

関連する形であと庁内連絡会様からいただいた御意見がありまして、この、共通する全般についてお話しします。

庁内連絡会様からいただいている意見の全般については、2つほどいただいておりますけれども、輸送に使わせていただく港について、きちんと調整してください。それから、使わせていただくと考えている道路についても道路管理者と調整してくださいという御指示をいただいております。これに沿ってしっかりとやっていかせてまいります。

もう一つ、全般の2番のところ、河川漁業協同組合様と十分な調整をしてくださいということでございました。こちらにつきましても、河川の協同組合様と、事業計画の進展に伴いまして、御説明をさせていただくということを考えております。

元に戻らせていただいて先生方の御意見に対する事業者の見解の方を先に、ずっとやらせていただきます。

説明、変わりました、騒音、低周波音ですね。騒音については5件、低周波音については1件、御意見いただいております…

(会長) すみません。今、資料のいくつかの何番を、説明いただいているのでしょうか。

(事業者) 資料3の7番以降ですね、7番から12番については、騒音、低周波音について御意見をいただいております。7、8、9においては結果ですね。調査結果。10番、11番においては予測、12番においては低周波音の評価、ということで御意見をいただいております。

その中で10番ですね、補足を兼ねて説明させていただきますが、御意見で、風車騒音の予測方法について確認させていただきということで、風向、風速はどのように見積もられていますかということで、事業者の見解で細かく説明させていただいておりますけど、風速については、現地調査時の風況観測塔のデータを用いております、風況観測塔のデータから、ハブ高さの風速を推定しまして、その風速を採用しております。風向については、全風向ですね、360度の風向を考慮しております。これは住民側にとって安全側、事業者側にとっては危険側ということで予測しております。

13番以降で水質ですね、御意見をいただいております、13番から23番において、水質の御意見を11件いただいております。

その中で16番ですね、浮遊物質が増加すると評価された溪流について何らかの対策は行わないのかということで、環境保全措置として、沈砂池を設けて排水される濁水濃度を緩和する、沈砂池排水口にふとん籠を設置して、濁水を分散排水してより土壌浸透を促す対策をとりますという事業者見解になっております。

次に4ページ目の23番24以降ですね。6ページの32番まで地形・地質の御意見をいただいております、これについても26番、主な意見としては、26番の9号基付近に地すべりが存在する可能性があるとのことですが、詳細に調査する必要があるのではないのでしょうかということで、事業者の見解としては、今後、実施する現地調査、ボーリング調査を含むですね、加味して、地すべりの規模、ブロック構成、発生要因等の地形・地質データを収集し、引き続き9号基への影響を精査していく予定です、という見解にさせていただきます。

では、33番以降が動物・植物・生態系でございます、私の方からかいつまんで御説明させていただきます。65項目、御質問いただいております。

委員からは、種についての記載内容であるとか、具体的な方策といったとこ

ろの御質問をいただいておりますので、そういった点に関しまして、見解を回答させていただいているのと合わせて、評価書において、もう少し細かい記載をさせていただきたいと思っております。

続きまして、46番以降、委員からの御質問になっております。

こちらは、各委員から、予測衝突数というところでの御質問をいただいております。委員からは、どの程度、正確性があるのかという意見がございました。確かに、1羽だけの飛翔等もございますので、鳥の大きさ、翼の翼開長、広げた長さ、そういったもの等を利用しまして計算しておりますので、その大きさが小さいほど、個体数が少ないと、かなり予測数としては、ゼロコンマ、ずっと小さい値になってしまいますので、ある程度出てくるような数字のものを予測衝突数として、計算させていただいております。翼の小さい小鳥類に関してやはり、ある程度の数以上でないと、予測数としてのレベルが得られないことから、50羽以上というような目安を作って、そういった中で計算をしているところでございます。猛禽類に関しましては、1羽から計算するような流れを作っております。

次、47番ですね。騒音による生息環境の悪化というところ、いただいております。この事例が今のところ、鳥に関する騒音の影響というのが、なかなか論文等ございませんで、今、クマタカの事例を利用させていただいて、猛禽類について、その部分について予測を行っておるところでございます。若干、今、オオタカの事例とかがございますので、そういった事例も利用しながら、予測をさせていただきたいと思っておりますが、程度として、調べた中では、比較的慣れとありまして、だんだんと慣れてくるというお話が書かれているところでございます。工事に関しましては、低騒音型の建設機械等を利用するということで低減されていると考えてございます。

次に48番、こちら今、動物となっておりますけども、重要な植物の移植についての、定着率等のデータはあるのでしょうかというような御質問でございました。

こちらに関しましては、改変区域に重なっている4種について、記載させていただきました。全くそのものではないんですけども、4種として、カギガタアオイ、ムギラン、エンシュウムヨウラン、タチキランソウという4種なんですけども、それぞれですね、カギガタアオイにつきましては、別種のヒメカンアオイの事例がございました。そちらを記載させていただいております。ムギランについてはそのままですね。エンシュウムヨウランにつきましては、ムヨウランとウスキムヨウランで成功事例を載せさせていただいております。それぞれですね、種によって違いがございまして、20%から100%までの成功率の違いが出ております。あとは場所、地方によっても違ってくる場所もござい

すので、またこれから、その改変区域に重なっているところにつきまして、検討してまいりたいと思っております。

そのほかですね、環境保全措置ということで今、49番で、どのような環境保全措置が可能なのですかというところ、ございますけども、こちらについては別に資料を用意してございましたので、そちらの方で回答させていただきたいと思っております。

次に51番になります。こちらバットストライクに対して現在、有効な防止策がありません、ということで、いろいろな情報を収集してくださいということでございます。こちらにつきましては、いろいろと事後調査等報告書等、出ておりますので、今後も収集に努めてまいりたいと思っております。

52番の御質問でございました。こちらはですね、予測等の中身についてが主だったかなと思っております。

53番で、調査地の設定基準がわからないというところで、それぞれ設定根拠を記載させておりますけども、風力発電機の設置予定とは絡まないところも、当該地域における環境を可能なかぎり網羅するように設定した地点を選んでおるところでございます。

54番以降の御質問でございます。鳥、渡り鳥、猛禽類といったところで広く、御質問をいただきました。

この中で、まず56番の八高山山頂東側の改変区域に調査地点や踏査ルートが設けられていないのはなぜですかというところで、全般的なところになってくるんですけども、見解の部分で、誤りがございましたので、斜面の勾配が大きく調査員の安全性を考慮した結果、調査地点や踏査ルートを設定しておりませんでしたという書き方をしておりますが、実際のところは、この現状の改変地は既存の林道がございまして、その部分を一部、改良しながら計画を進めておりますので、その部分につきましては、踏査ルートと言いますか、踏査は実施しておりましたので、この部分に関しましては、申し訳ございません。訂正いたします。

次の57番、ラインセンサスが建設予定地に設けられていないという部分なんですけれども、この部分に関しましても、環境ごとの情報を収集したところでございますので、可能な限り網羅するように設定した結果になっております。

続きまして61番ですね。こちら衝突確率の話ですけども、猛禽類調査以外、一般鳥類調査での、クマタカのトレースというのはその算出に含まれているのかという御質問なんですけども、その点に関しましては、猛禽類調査で確認されたものについて、その予測、衝突数の算出をしております。このあたり、実は定点でどれくらいの観察を行っているかというところも、この計算値には含めることになっておりまして、一般鳥類では多分、歩きながらとか、一瞬ぱっと見

たところで、立ち止まったところで見かけたとかという情報になってきますので、そういったところの情報を入れることが難しいものですので、定点観察等で行った猛禽類調査での結果から算出を行っておるところでございます。

次は63番ですね。現在、準備書への猛禽類調査の結果としましては、2022年2月までの結果を盛り込ませていただいております。実際のところは、現在、2022年は、9月まで、これはクマタカの繁殖期が、終わるところということで、9月までを、実施いたしまして、また新しく繁殖期が始まる2022年12月から、現在、調査をまた開始させていただいているところでございます。今後のスケジュール感にもよるんですけども、その辺りの調査結果も含めて、評価書では、そのデータも取り込ませていただきながら、作らせていただきたいと思いますとおります。

次は66番、衝突数の安全値の考え方でございますが、風力発電に関しましては耐用年数が約20年で、その期間を踏まえますと、1個体が風車が20年経っている間に衝突するかどうかという点を考えると、安全側に立った場合、0.05という値が、一つの目安になってくるのではないかなと思っております。このあたりは、猛禽類の中でもかなり大きなイヌワシであるとか、そういったものを対象に言われているところでございます。予測衝突数は、目安として現状、出したところございまして、なかなかこの安全値等の、示されているところではない、ところではございます。

あと同じく67番の回避率ですけども、ここにお示ししているところは、最新の知見を収集していくというところではさして変わっておらないですけども、現状では、今、お示ししているのが、スタンダードなものになっております。

次は70番のクマタカ以外の猛禽類の年間繁殖確認はどうかというところで、サシバもかなり出ていますが、サシバの繁殖行動としては、確認はしておりますが、でもその営巣までは、追っていないところでございます。ただ繁殖行動が行われているところは、現状の改変区域から離れた場所であったり、あと管理用道路からも離れておるようなところになっております。

飛びまして、76番になります。こちら、サシバやハチクマが、この当実施区域付近を多く通っておりますが、それらのエネルギーロスや繁殖率への影響が触れられていないというところではございました。このあたりは、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構が、実施している報告書の中で、サシバ及びハチクマの渡り時における風力発電機の迂回に伴うエネルギー的時間のロスに関する試算結果というのが示されております。その結果からでは、両種の風力発電機迂回によるエネルギー的損失、時間的損失に対する影響は軽微であると考えておりますというような結果が出ております。対象事業実施区域付

近でも、東西に大きく移動がみられる種ではありますが、南北方向に、かなりの幅を持ったルートでの渡りを行っているものと思っておりますので、経路の変更に伴うロスは少ないものと考えております。

また繁殖率への影響については、まだ報告書として挙がっていないところではございますが、そういった事例としましては、風力発電機の稼働に伴って繁殖確率は下がったという事例というのは、我々は聞いていないところでございます。

次が80番になります。こちら、猛禽類保護の進め方という手引がございませうが。その中で、開発事業の実施中から完了後、4年から5年はモニタリング調査を継続するべきです、というような、記載があるということでございますが、この点、事後調査、実施期間については、今後もう少し検討をさせていただきたい点でございませう。

次、84番の御質問になります。こちら鳥獣保護区内であるがという点で、御質問をいただいておりますが、見解としましては色々書いておりますが、最後のところで、今後、環境影響評価の検討過程や検討結果を踏まえて、改めて静岡県の所管課に説明させていただきたいと考えております。

次87番になります。騒音の発生でどのような対策を検討しているかというところですが、こちら、後ほど、保全措置で、説明させていただければと思っております。

次が91番です。シカの食害、あとは法面、緑化法面の維持管理でございませうが、シカの食害に関しては、事業地の大半が国有林であることから、国有林が過去から実施しているシカ食害対策を参考にして対策を施すことを検討しております。事業者の、青山高原におけるシカ食害対策での緑化材としては、シカの食害に成果を上げている植生物もありますので、当事業地においても有効であるか否かについて今後、専門家に相談して適用の検討を図っていききたいというところでございます。

次92番ですね。植生自然度9のランクになるタブノキ群落が分布しているという御質問でございました。こちら、タブノキ群落につきましては、環境庁の文献上の記録から、出ているものでございませうが、今回の現地調査の中では、出てきていないところでございませう。今回の現地調査の中では、自然度の高いものではツルヨシ群落と、シキミーモミ群集の2つでございませうが、こちらに関しましては、植物の項目で予測、評価を行わせていただきました。

94番以降が生態系になります。動物等と含めたような形で、保全措置の御質問がございませうので、また、後程御説明させていただきたいということと、あと生態系につきましても、評価書におきましては、現在、猛禽類の調査を進めておりますが、そういったデータも含めながら、予測、評価を、進めていくと

ころでございます。

では、説明、変わりました、99番からその他の御質問をいただいているところについて、事業者見解をお話ししていきます。

101番の食害回避のために防護柵をというお話でございます。こちらにつきましては、事業地の大半を占めている国有林と、随時お話をさせていただいておりますので、こちら様が過去から実施して有効だと言えるようなものについて、これを参考に対策を施してまいりたいと考えているところでございます。

それから、その次、102番の一定期間、継続して土壌改変工事を実施する計画ですが、ここにつきましては、土木造成工事、そこその時間を要するということになりますので、工事の開始にあたっては長期降雨予報、それから台風の接近、こういったものについては配慮させていただくとともに、河川への濁水の流入を防ぐことを細かく検討してまいりたいと考えています。どのようなことについてやるのかというと、工事を短い区間で区切ってやるのか、中断時の考え方をあらかじめ決めておくのか、こういったところについて取り組ませさせていただこうと、ということでございます。

それからあと、106番。これは近年の異常気象の影響ということで、事業者側の地元説明会などやらせていただいている中の、肌感覚として、やはりこの話題が非常にたくさん出ているといったのが正直なところだと思っております。ということで、こちらについても、静岡県林地開発許可の対象となっている案件でございますので、御指導いただくとともに、昨年の7月から静岡県では盛土条例も施行されているといったところでございますので、御協議させていただいて、この条例に適合するようなものについて、設計段階から随時、協議させていただいていきたいと考えております。

それから最後110番、管理用道路3について、影響回避措置を確実に行ってください、こちら大代川に沿ったところの道路の改変を行うことになって、どうしても、ここが河川に接近した道路ということから、一番、影響が大きくなってしまふことが予想されております。ですので、書かせていただいておりますように、工事の施工にあたりましては、短い区間に区切って施工を行うなどの対策も実施させていただきながら、環境影響評価をしっかりと進めさせていただいて、影響低減をさせていただくように努めるといったところでございます。

以上で、先生方からいただいた御意見についての、事業者見解を少しは端折らせていただき、御説明しました。

続きまして、同じように庁舎内の連絡会からいただいている意見がこちらも同じような建付けで整理させていただいております。すみません、ここ、先ほど先走ってしまいまして、1番と2番につきましてはもう既にお話しさせてい

いただきましたので、以降を、次の4番の騒音からかいつまんでお話しすることがあれば。

3番以降、3、4、5と、騒音の意見をいただいています、修正事項とあと環境保全措置等についての御意見をいただいております。水質等については7番になりますが、工事中に発生する沈砂池の排水について大代川及び原野谷川については、排水が河川に到達すると予測されておりまして、漁業権漁場に設定されていることから 漁業協同組合と十分協議されたいといった御意見や8番の水源及び簡易水道があることから管理者と事前に協議されることが望ましいといった御意見をいただいております。

3ページ目以降の15番の地形及び地質については砂防課になりますが、砂防指定地等で制限行為を行う場合は、県と協議をお願いしますといった御意見をいただいております。

続きまして、動植物・生態系ということで、18番以降、自然保護課から御質問をいただいております。こちらにも主にクマタカ、その他の猛禽類、それに渡り鳥、あとミゾゴイといったところの重要種について、あと植物の移植についても御質問いただいております。委員からいただいた内容等に関して、だいたいが見解が同じようなところであるのかなというところと、一部、生態系の解析等でも、御質問がございましたので、そういった点に関しまして、見解を述べさせていただいておるところでございます。

続きまして、その他の御意見、38番は、土木造成量が多いのでこれをなるべく削減するように取り組むことという御指示をいただいております。事業者はもとよりこの点については注意をこれからも進めてまいりまして、さらなる削減に取り組んでまいりたいというところになります。

それから41番の飲料水に関係するところで、御指示いただいております。少しでも飲料水への影響を、さらに回避低減できるように取り組ませていただくための細部設計をやってまいります。それから話は変わりますが、不測の事態に備えてということで、水道施設を管理者との間で連絡体制がとれるよう取り組んでいきたいと思っています。

42番は、大代川の防災ダムへの工事中の対応ということで、施工計画書を作り、これにつきまして関係機関への御説明、それから御協議をさせていただくということを考えているところでございます。

最後、43番の自然保護協定の話をしていただいております、この環境影響評価の手続きと並行して、協議を進めさせていただきたいと考えております。

庁内連絡会議にいただきました御意見についての事業者見解の概要は以上でございます。

続いて、まだもう少し時間あるんですかね、住民からいただいた御意見につ

いて一部、かいつまんでお話しさせていただきたいと思っております。

住民からは都合、40件ほどの御意見をいただき、お話しをさせていただいております。

まずは2番目のところ、全住民に対して説明をするべきではなかったのかとい御意見です。関心をお持ちの方が御参加できるように、我々といたしましては、新聞、それから広報紙、それから区長会などにおいて連絡をさせていただいて、広く皆様方の御参集をいただけることについて取り組んでまいりました。また地元の皆様方にはアセスの説明会となっておりますけれども、同じ内容について各地区にそれぞれ1回から2回の御説明をさせていただいたという経緯になります。具体的に掛川市では2地区、島田市では3地区、森地区では1地区について、同じような御説明をさせていただいております。

それから3番目と4番目のところで、八高山に関する御意見をいただいております。こちらにつきましては八高山があるということは配慮書の段階から理解しておりまして、事業計画の初期段階から八高山については、対象事業実施区域から外しているという対応を取らせていただいております。

それから、ここから少し飛びますけれども、5番、9番、11番、14番といったところについて御意見をいただいております。これは予測不能な災害の発生を非常に気にしているという御意見、これはいろんなところからいただいたという実態でございます。豪雨に対する御心配、今年の台風15号に関わるところが間近にあったということから御意見をいただいていると理解しておりますけれども、私どもといたしましては現地調査を実施させていただき、関係行政の御指導を得ながら、御懸念を低減できる、払しょくできるように努めさせていただきたいと考えております。事業者の基本的な見解といたしましては、この事業が引き金となって災害が発生することがないように、調査設計を進めさせていただければと考えているところでございます。

それから少し戻ってしまうのですが、1番と8番で同じような御意見をいただいております。これは先ほども出てまいりましたが、土地の改変量を削減してくださいという御意見をいただいております。私ども風力発電事業をやらせていただくにあたって、この点は肝に銘じて設計施工をしていくことを考えてまいります。具体的なものにつきましては、風車の敷地は、既存の地形をできる限り反映して改変量を少なくするという、あと輸送をさせていただき道路は林業施業に使用されている道路を使わせていただき、これを最大限に活用させていただきことで新たな改変量の削減に取り組ませていただきました。これらのことによって伐採量の削減にもつながるといふふうに考えているところでございます。

それから、それ以外のところ、住民の皆様からいただいた御意見の、最後の

その他に分類されているところ、少し飛びますけれども、31番と33番について、これは先ほどから出ておりますけれども、異常気象が最近あることで非常に地元の皆様が心配をされていることから御意見につながったと理解しております。

すみません番号を言い間違えております、26番とか27番あたりだというふうに理解していただければと思います。こちら先ほど出てまいりましたように、地元の皆様の最大の関心事であるということから御意見をいただいたというふうに理解しております、こちら静岡県の林地開発許可制度であったり、盛土条例等について許可をいただくということをこれから進めてまいりますけれども、現地調査をしっかりとやらせていただいて、行政の御指導を受けて皆様に安心していただけるような施設を作っていくことに取り組まさせていただきます。

それからあと少し変わった御意見といたしまして、35番とか36番のところ、すみません、番号を私、間違えて言っているかもしれませんが、番号で言うと28番、それから29番の御意見をいただいたところなんですけれども、林業施業を生業にしている土地へ風力発電事業が来るといったことで、この両立を図っていただききたいという御意見をいただいています。わたくしども当該地は林業施業が盛んなところであるということは重々理解しているところでございます、植林によるCO₂の吸収、それから風車によるCO₂の削減について、両者が両立できないものか取り組んでまいりたいというふうに説明させていただいております。まずは風車事業による伐採量ができる限り少なくなるということを目指してまいりたいと考えております。

すみません、少し飛ばさせて御説明させていただきましたけれども、住民の皆様からいただいた御意見に対する事業者の見解について、以上でございます。

先ほど飛ばしました環境保全措置のことについてこれはコンサルの弊社の方で今、整理してお渡ししたところではございますけれども、現状、国内では、バードストライクを回避するための、方策手法ということで、このような事例をあげております。現在1から3まで上げておりますが、一つ目がブレードへの塗色及び目玉模様の張り付けといったところ。それと2点目に、タワー部への目玉模様の張り付けと3点目に風力発電機以外への目玉模様の設置という3点がございます。

1点目は、御覧いただくようなブレード、羽ですね、先端に赤い色を塗色しまして、それで鳥に気付いてもらおうという方策でございます。ただ近年、ヨーロッパの方におきまして、羽に黒い色をつけたら、我が国でもいま問題になりますオジロワシ、大型の猛禽類になりますが、その衝突が少なくなったという

事例がございまして、それが次の写真になります。こちらの左側、中央に立つ風車の一本の先が、黒色に塗色されております。この今、風車、立っているところも、年間を通してオジロワシはいないんですけれども、冬期間、越冬のために、オジロワシがかなりの数、飛来するというので、つけられたものようでございます。

続きまして②の方になります。もう一点ございましたね。すみません。こちらは、ブレード自体に、目玉模様を張り付けるというものになります。この写真自体が、見にくくて申しわけないんですけれども、これ、ブレードに、◎のものがああります。実際は、ブレード3枚に全部、目玉模様が付いておりまして、ただブレードの場所、位置が、別々になっておりますので、風車が回ることによって黒い軌跡が、3つ、追いかけるような形で、見えてくるようなイメージになっています。こういった事例もございます。

次が3番目ですね。風力発電機以外の目玉模様の設置ということで、この事例は、ヤード部、風力発電が立っている下が、機械等を設置したり、組み換え等で広場ができておりますが、そのヤード部と言われておりますけれども、そのヤード部に、目玉模様を描いている事例になってございます。写真はもう少し下の所でございます。その右側ですね。もう少し下で、その右側のところにあるんですが。

(会長) すみません。時間がずいぶんなくなってきたので、今、御説明いただいているものは、今回の事業の中で実施するというので事例を示していただいているんですか、それとも、実施するかどうか分からないけども、現時点で一般論としてこういう事例があるということで御紹介いただいているんですか。

(事業者) はい、一般論と今後です。

(会長) それであれば、もう少し、具体的な話に進めていきたいので、もし今回やるということで事例をお示しいただけるのであれば続けていただいて結構なのですが、そうでもないということであれば、また具体的な質疑応答の中で、必要があればお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(事業者) わかりました。別途でまた御説明させていただきたいと思います。

(会長) では、以上で説明は終わりということでよろしいですか。時間がずいぶん過ぎてしまいましたが、いったん休憩をして、皆さんがお集まり次第、再開するというので、3時10分までには再開したいと思いますので、よろしく

お願いいたします。

<休憩>

(会長) 皆さん、お揃いでしょうか。それでは審議を再開させていただきます。予定ですと、先ほどいただいた事業者の皆さんからの説明に対して御質問という形を取ろうかと思っていたんですが、残り時間もあまりありませんし、それから今日、質問をさせていただかないと、また次回、初めて質問ということになりますと、その分だけ審議が遅れてしまいますので、今日なるべく全項目について、一とおりの質疑をさせていただいて、不足の分については、委員の中からまた追加の質問、確認という形で出させていいただいて次回、審議を改めてするという、そんなスタイルを進めさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それから順番については、環境影響評価項目の選定表に、環境要素が記述されておりますので、その順番に沿って進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それから委員の先生方は、できるだけ資料の番号と、一番左側の番号をおっしゃっていただいて、それについてこういう確認や質問という形で整理していただければ、発言いただければ、ありがたいかなと思います。

それではまず大気環境として、大気、騒音、低周波音、振動から行きたいと思いますので、もし御質問、確認ある方は、挙手をして御発言をお願いしたいと思います。

(委員) はい、すみません。先ほど追加で補足いただいたのが、10番だったかと思えますけれども、デフォルトのデータとして、風況のデータを入れた上で計算をされたということで、風向に関しては全方位ということで、安全サイドと言っているんですかね、なるべくマックスな状態での計算をされたということなんですけれども、風況に関しては、ごめんなさい、資料が膨大過ぎてわからなかったんですけれども、風速については、マックスの状態で行っているのか、それとも、観測された中での、平均的なものでとられているのか、どちらだったんでしょうか。その辺がわからなかったんで、もう一度教えてください。

(会長) はい、いかがでしょうか。

(事業者) ナンバー10の風速の件ですけど、準備書の570ページ、御覧いただけますでしょうか。

(会長) 準備書の 570 ページだそうです。

(委員) 570 ページ、はい。

(事業者) そのこの表の、下から 2 つ目の表にあります表 10. 1. 13. 16、A 特性音響パワーレベルの設定値ということで、調査時のハブの高さ、風速ということで、春季調査時の昼間、夜間、冬季調査時の昼間、夜間ということで、風速を、現地調査時の風速ということで、この数値を予測で使わせていただいております。よろしいでしょうか。

(委員) そこがよくわからなかったんですけども、春季調査時とか冬季調査時の風速なんですけども、春季調査時のどういう風速が使われたのかというのがよくわからなかったんですけども。

要は、平均的にこれくらいの強さが吹いていますよ、ということなのか、一番強い時点でだいたいこの程度が見込まれますよ、ということなのか、平常時の中で比較的強いのがこれ見込まれますよ、ということなのか、ちょっとその辺がよくわからなかったなので、もう一度教えてください。

(事業者) 調査した期間中の平均風速です。

(委員) なるほど、わかりました。ということは、これは、こちらは平均で、上限の安全サイドで計算されなかったということですか。上限というのはどこまでになるかというのは難しいかとは思いますが。

(事業者) 調査時の平均風速ということですか。

(委員) ちなみにこの調査時の平均というのは全体の平均のどれくらいを担保するものなんでしょうか、というのがよくわからなかったなので、そこも教えてくださいませんか。

(事業者) カットイン風速が 3m 以上になります。3m 未満については採用しておりません。逆に定格風速が 12m を超えるものについても採用しておりませんので、現地調査を行った時の風速の平均ということになります。

(委員) なるほど、わかりました。すみません、一番聞きたいことがこれから

なんですけれども、例えば事業者の方が先ほどビデオとかでも流されてましたけれども、他のところでも、こういった事業を実施されているということで、多分それまでのいろんなデータが蓄積されているとは思いますが、今回のようなこういった騒音予測に関しては、これまで予測された時と実測された時というのは、だいたいどれくらいの精度で一致しているものなんでしょうかというのが一番、聴きたかったことです。要は、今回のこの計算値というのが、どれくらい正確なのかということなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(事業者) はい、御質問ありがとうございます。事業者でございます。弊社もあちらこちらで実はやらせていただいておりますので、出来上がったあと、どれくらいの騒音が出ているのかということも調べたことも実はありますので、その中からお答えさせていただくとすれば、予想された騒音値を上回ることにはなかったというふうに御理解いただければと思います。この予測、評価のやり方というのは、考えられる中で一番、音が大きくなってしまおうことを想定して設計しておりますので、まさしくこれと同じような形が現地で再現できる可能性が限りなく低いと、実は思っています。ですので、ほかのサイトで実際、測定した時には、やはり予測した値を上回るということにはならなかった、ということでございます。

(委員) わかりました。要はこれまでの経験則からしても、今回の計算方法はだいたい、ワーストケースに当たるのでほとんどの場合はワーストケースを超えることはないだろうという見積もりだということですね。

(事業者) はい、御理解のとおりでございます。ありがとうございます。

(委員) はい、わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。

(会長) ありがとうございます。一点、確認なんですけど、今回、青山高原で別の会社の実施する風力発電、工事が始まっていたけれども、撤退するという情報、ありますよね。

(事業者) 青山高原ですか。

(会長) 青山高原と書いてあったと思うんですが。

(事業者) 青山高原の南側でそういう事業があるということは聞いています。

(会長) そうですね。で、その原因が騒音値が基準を満たさないことがわかったので、撤退するという話を耳にしたんですけれども、ほとんどは騒音値は予測値を下回り、それはあくまでも例外的なことと思えばいいんですか。

(事業者) 御質問ありがとうございます。かの事業者のところには、我々であれば絶対に風車は建設しません。

(会長) なるほど。

(事業者) そういう場所です。あそこは無謀だと考えております。

(会長) なるほど。

(事業者) 私どもは、ここを選ぶにあたってそこら辺はちゃんと考えて、絶対にこの規制値を上回ることがないというところを選ばせていただいております。よそ様の事はわかりませんが。

(会長) なるほど。現時点で、今回の事業地の中で、騒音の予測値を上回るようなことは基本的には起こり得ないだろうという前提で、いろんな予測、評価を今、されているという理解でよろしいですか。

(事業者) はい、まさしくそのとおりでございます。ありがとうございます。

(会長) はい。わかりました。それでは他に大気、騒音、振動、低周波音で御質問、ありませんか。

特にないようでしたら、水環境の方に進めさせていただきたいと思います。水質、水の濁りや有害物質、底質等について、質問や御確認があるようでしたら、挙手の方をお願いいたします。何か確認、御質問、ございませんか。

(委員) それでしたら、予測の時に、3地点は、現状の値よりも将来予測の方が値が高くなって、水質6については倍近くになるので、重点的に対策をされるというふうに御回答があったんですが、実際に今、三重の方で、事業をされているということですが、同じようなところがあったのか、それによってその削減対策というものがきちっと効力を発揮したのかとか、何か分かる知見があ

れば教えていただければと思います。

(事業者) 御質問、ありがとうございます。三重でこれまで事業をやらせていただいたところにおいて、これと同じようなところは実は存在していないというのが実態でございます。ここで言うと、水質6番が確か非常に大きく増えてしまったと書いてありますけれども、ここは輸送用道路として使わせていただきたい、国有林の中の林道でございますけれども、ここが、道路の脇を大代川という川が流れているということで、汚れた水がもし出た場合に、それが染み込んでいく有効的な領域がないということからどうしても川に入ってしまう可能性が高いということが予測されたため、ここでは非常に高い数値が出てしまっていると、ということを見てとっていただければかと思えます。こちらについては、このアセスメントのやり方上ですね、工事を一斉にかかるという形で予測評価をしていますので、どうしてもこういう不安全側と言っているのでしょうか、事業者としてはこんな仕事はやらないと思っているようなことでも予測をしなければならぬということで、工事につきましては、短い区間に区切って時間を変えて工事を実施いたしますので、ここに出てくる数字には到底ならないだろうとは理解しています。しかしながら、予測の手法でもってこれをやりなさいということを言われていますから、それでもって予測させていただきました。あとはもう少し細部の設計をするときにあたりまして、沈砂柵をどのタイミングで入れるのか、ろ過装置をどの程度入れていくのかでもってこの数値を限りなく現況に近づけていくという努力をさせていただきたいと考えています。以上でございます。

(委員) 1点、追加でよろしいですかね。

(会長) はい。

(委員) そうすると、要は影響評価は最大の値を出しているもので、これだけの影響はあります、ただ、我々はこういう対策を講じるので低減が図られます、とされてしまうと、なんか実際の工事を区切ってやるところの影響評価をきちっとやることの意味というのがとても重要かと思うんですが、それは今後のところで示していただけると、工事が具体的になった時に示していただけるという理解でよろしいのでしょうか。

(事業者) はい、そのとおりでございます。その件につきましては、静岡県庁内連絡会からも御意見をいただいております、事業計画が決まってきます

れば、その中身について説明してくださいという御意見をいただいていますので、それにも対応いたすように事業計画を作ってまいります。よろしくお願いいたします。

(委員) はい、よろしくお願いいたします。以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。ほかに水質等、よろしいですか。

(委員) 水質6の地点について、資料2の中で、事後調査で確認をされるということなのですが、資料3別添資料No.21で、降雨中の浮遊物質の変化を調べていただいているのですが、この観測結果にあるように、流量の変化に伴って大きく変化するので、ぜひ、この事後調査というのは浮遊物質がたくさん流れるであろう時を選んで確実に調査をしていただくのがいいのかなというふうに思います。コメントですけどよろしくお願いいたします。

(事業者) はい、ありがとうございます。そういう時期を狙って調査できるように努めてまいります。よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ほかにございますか。

(委員) この資料2の、予測及び評価結果のところ、事後調査についてと書かれていて、この予測値が高い水質6において、予測に不確実性を伴うことから、調査地点の水質6において事後調査を実施することとしますということですが、ほかの例えば、濁水の到達が予想される水質3と水質8の地点については、予測に不確実性が伴うのであれば、この差がさほど大きくない予測になっていても、事後調査をしっかりとする必要があるのではないかと思ったんですけども、そのあたりのところを教えていただけると嬉しいかなと思います。

(事業者) はい、御質問ありがとうございます。事後調査をするのは水質6だけになります。水質6だけやる理由としては、道路は、改変することによって濁りが発生するんですが、そのあたりの理由として、707ページのところに事後調査をやる理由として示しておりますが、下から4段落目から説明しております。下から4段落目の上から3行目ぐらいになります。

「大代川への影響は61%程度と大きい、これは管理道路3の拡幅を一斉に施工したと仮定した場合の予測結果である、管理道路3の拡幅工事にあたり、以下の環境保全措置を追加することによって影響を低減することが可能に

なると考える」。保全措置としては「管理道路3の拡幅にあたっては、短い区間に区切って順番に施工する」。2つ目、「管理道路3の南側の区間では、降雨時に養生を行い、濁水の発生を予測する」。「上記の環境保全措置を追加で実施することにより、造成等の施工に伴う水の濁りの影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。なお、水の濁りの影響については予測に不確実性を伴うことから、上記環境保全措置を追加する大代川について影響が低減されていることを確認するために、調査地点の水質6において事後調査を実施することとした」。とすることで、水質6が特に不確実性が大きいということで、6のみということで、書かせていただきました。

(委員) 影響が大きい予測で不確実性を伴うからその地点はやるけれども、不確実性が低い、多少、影響があるかもしれない地点はやらないというそういう基準なのでしょいか。そういうものなんですかね。このあたりの事後調査を実施する基準というのがわからないんですけど、どうなんですか。

(会長) いかがですか。

(事業者) 事後調査をする基準というのは特に水質ではあまりないと思うんですけども、この件については、特に水質6が増える量がパーセンテージでいうと61%と、他の2地点に比べると大きくて、不確実性が大きいということで、6番のみ。3と8については対象とはしていなかったということになります。

(事業者) すみません、補足になりますけれども、準備書の3/2の2593ページが事後調査の全体を書いたところになっておりまして、2593ページになります。この後に実際に事後調査をやるものを全部ここにまとめて書いてあるんですけども、そこの最初の10.3.1というところの4行目あたりから4つ、「・」で項目があると思うんですけども、一応こちらが一般的な事後調査をやる要件として書かれているものになります。で、その不確実性があるという書き方が、分かりにくくてよろしくなかったかもしれないんですが、一般的に言うと、不確実性が大きい、不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合に事後調査を実施するというところが基本的な考え方になっておりまして、その他3つ項目があるんですけども、これに従って検討したという経緯になります。実際のところの書きぶりが分かりにくい表現だったかもしれません。何をもって大きいとするかというのはありますけれども、決まりとしては、こういったことが目安となっているところです。

(会長) 私、詳細を見させていただいているわけではないんですけども、その不確実性という表現をもう少し具体的に評価書の中に持っていただければいいのかなというふうに思いました。単に値が大きく予測値と現況値が違うので、どうなるかわからないという意味の不確実性なのか、それとも工事の種類とか、やり方とか、時期とかを考えた時には、この水質6というところが最も値が変化する可能性があるという意味の不確実性なので、水質3や水質8は工事のやり方とか、今の工事の期間とか、方法を考えれば、それだけ値が変化する要因が少ないから不確実性が小さくて、そういう意味ではより大きく変化する可能性はないと思うので、水質3と水質8はやらないとか、具体的に、何をもって不確実性というふうに考えていらっしゃるって、その不確実性がどういうことで具体的に予想されるので水質6だけをあえて抽出するんだということをしつかり、記述していただくのがいいのかなというふうに思いました。よろしく願いします。

(事業者) 承知しました。ありがとうございます。

(会長) ほかによろしいでしょうか。それでは、地形・地質及びその他、土地の安定性、風車の影について御発言をお願いします。

(副会長) 資料3の31番ですけども、先ほどは説明されませんでしたけれども、コアボーリングを多数、やられておまして、そのコアの記載のことに關してです。これを見させていただいて、よくわからないというか、この狭い範囲に、こんないろいろな地質があるんだろうかというような印象を持ったので、複数の方が記載されて、しかもクライテリア、つまり判断基準を統一されていない状態で記載されているのかなということを疑問として出したところ、見解のところ、そのとおりです、という事が書いてありました。ですが、評価の統一された柱状図にすることを検討し、結果については、評価書にお示しさせていただきますとあるんですけども、これ、今日ぐらい出てくるかなと思っていたんですけども、なぜすぐにやられないんでしょうか。

(事業者) 御質問ありがとうございます。ボーリングをやらせていただいているか所は風車を立てるところ、すべてやります、ということと、これに含めて、現地の土壌を確認するために、盛土を考えているところであったり、切土を考えているところがあります。現在、そこについても現地のボーリング調査をさせていただいている真っ最中でありまして。ですので、それがほぼ終わってくる

ことを考えると、やはり評価書を出させていただく頃のタイミングになってしまふのだろうと思っておりますので、それまでには、おっしゃられたように、クライテリアを統一し、調査員がたくさん入っていますので、そこら辺りの判断のレベルが変化しないように、最終的な見直しをかせさせていただくことをこれから進めさせていただきたいと考えております。

(副会長) 今、これから進めると言われているボーリングの場所というのは、特にどこかに明示しているわけじゃないんですか。

(事業者) 今、ちょうど見ていただいているところは事業地の南側の一部分だけを、この準備書を作るときに先行してやらせていただいた部分で、赤い丸のところはまだまだたくさん残っているというふうに見ていただければと思います。赤い丸の残っているところもすべからずすべてやりますし、それ以外にも盛土の条例等々ありますので、それに適合できるようにボーリングを進めてまいります。ですから風車の数の3倍、4倍程度のボーリングをやらなければならないというのが実態であります。

(副会長) わかりました。

(事業者) 他のデータも踏まえた上で、全体の地形・地質の判断をしていただけるような資料を整えたいと考えているところです。

(副会長) 全体、最終的にはそうなるんでしょうけども、ただこの審査会が今日を含めて3回しかないんですね。評価書でそれを出されても、もうそれに関して意見を言うことはできないわけです。なので、今、私が申し上げていることは、特別なことじゃなくて、こういったコアの記載をする上で、常識とっては何なんですけども、基本的な問題なんですね。それがどうもできてないんじゃないのかなという疑問を出させていただいて、それはちゃんとしますということなので、今あるものだけでも、こういうふうになりますということを出していただくのが本当かなというふうに思っております。それは、すごく重要で、「なるほど、これはいいですね」ということになれば、その基準で、その後、これからやるボーリングの処理をされたら御社としても、非常に助かるんじゃないのかなと、そういうふうにも思います。いかがでしょうか

(事業者) はい、ありがとうございます。既に終わっているところがありますので、その部分について早急に中身を確認してみて、どのような整理ができる

のかについて、できれば次回の時に御報告できるような体制になるのが望ましいと思いますので、努力させていただきたいと思っております。

(副会長) はい、次回といたら、1か月後ですね。

(事業者) はい、ありがとうございます。

(副会長) それに加えてですね、関連質問で32番です。これは専門外の方にわかるように説明しますが、地質柱状図というのは、口元つまり地表からのメーター数で記載されておるわけですね。ところがその口元の標高というのはいろいろ変わるわけで、この準備書を見ると、0mの、横にそろった形で描かれているので、わかりにくい。いってみればですね、地質断面図のようなものがイメージできる形で表記されるのが、必ずしもそうされるというわけでもないんですけれども、たくさんボーリングがある場合にはそうするのがわり一般的なかなと私は思っていて、0mをそろえてしまうと、とても対比はできないので、そういうことをしないんですか、ということを書いたところ、全体まだ全部はまとまってないので、けっこうボーリングは密にしてある部分についてはそういう対比も可能でしょうから、それをやりますと書いてあるんですね。ですので、これも含めて、できる範囲で、必ずそれで対比できるとは限らないんですけれども、できる範囲で、先ほどの、次回まとめますとおっしゃるようなものに、そういった要素も含めていただくと、より実効性があるというか、ワーカブルな資料になるんじゃないのかなと私は思いますので、提案しますけど、いかがでしょうか。

(事業者) 御質問ありがとうございます。はい、同じことだと思っておりますので、できているところについては整理して、なるべく早い時期に見ていただいて、なるほどという御意見をいただいた方が我々としても、後の処理がやりやすくなりますので、御指導をいただいた中身をそろえるように、努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

(副会長) はい、わかりました。それで1点ですね、小さな問題というか、用語の問題だけ、確認したいんですけれども、この準備書の85ページです。これは、私は意見書には書いてないんですけれども、気がついたんで申し上げますと、この85ページの図3.1-15ですけれども、表層地質図と書いてあるんですね。これは、地質図そのものではないかなと思うんですけれども、これを表層地質図と書いた理由があるんでしょうか。

(事業者) ありがとうございます。理由というのは特にはないんですが。

地質を表層地質図と記載させていただいたということです。

(副会長) それは当たらずでですね、地質図というのは基本的には、表層の土壌なんかを全部取り除いた形で描かれるのが地質図なんですね。そういった土壌なんかも含めて表層地質図ということがあって、地質学ではないんですけども、ほかの分野でそういう言い方をされると思うので、紛らわしいなと思う。これはまさに地質図だと思いますので、地質図と書いていただいた方が良くと思います。

(事業者) はい、ありがとうございます。

(副会長) 以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。ほかに、土地の安定性とか風車の影についての御確認や御質問はございませんか。はい、お願いします。

(委員) 資料3の24番の意見に対する見解なんですけど、林地開発許可制度の審査を受けるから環境影響評価では、きちんと示すことができないみたいな書きぶりのように思えるんですけど、そういうことを言ってしまうと、何も審査できないというか、言いようによっては、具体的なことを出さずに逃げることもできてしまうので、やはりできるだけ具体的なものを出していただけたらなというふうに思います。

あと同じ意見の中で、土砂災害警戒区域との対応関係について、質問をしまして、今日配られた資料4別添Q15砂防課よりの意見というので、一応、警戒区域と事業の実施個所の対応関係というのがわかるにはわかって、警戒区域と重なってないなというのはわかるんですけど、ただ土石流の警戒区域なんかは、警戒区域そのもので、土地の改変をやるのももちろんリスクはありますが、それよりも上流側で土地の改変をすることが下流側の警戒区域に悪影響を及ぼす可能性もあると思うんですよ。そのあたりについて示す資料というのが見当たらないので、ぜひ、御提示いただけたらと思います。

もう一点、あるんですけど、資料3の25以降で、地すべりについて意見させていただいたんですけど、地すべりに関してお示しいただいているのが今のところ、周辺の赤色立体図だけだと思うんですよ。赤色立体図で地形判読して、どの辺りを地すべり地形と判断しているのかとか、あとそれを基にどうし

てリスクが少ない、安定していると評価しているのかというところが、今いち明確になっていないので、そのあたりについても具体的にお示しいただけないかというふうに思います。以上です。

(事業者) これ事業者の中で考えさせていただくんですけれども、我々ほかのところでも同じようにアセスメントをやらせていただいているんですけれども、この土地の安定性に関わるところについての評価の方法で今言われたような御質問をこれまでいただいたことが実はない、というふうに理解しています。ですので、アセスメントとして、これを取り上げてこういう形で評価をしなくてはいけないということが、風力発電設備のアセス法の中で取り扱われていたかどうか確認しますので、そこも含めて、御回答できるように、準備させていただこうかと思えます。

(会長) はい、私からは、今おっしゃったことは、それはそうなんですけれども、この資料、準備書を見させていただくと、例えば、準備書1/3の17ページから、改変区域とか緑化範囲の、少し拡大した図面がございますね。で、一方で、219ページから後ろには、実はこの地域は砂防指定地、急傾斜地危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、特別警戒区域、砂防指定地など、この土地の安定性をしっかり予測、評価をして、問題がないかどうかということを確認すべき場所というのが、非常に多いというふうに認識しているんです。ところが、この17ページ以降の、新しく道路を作ったり、盛切をしたり、というところには、一切そういうことが図面として反映されていないので、例えば、こういうところで行われた工事が、下流側のそういう危険区域とか砂防指定地とかに影響がないかどうかとか、そういうことについて一切、確認ができないと言いますか、我々が審議する上で確認が出来ないのです。私、今日お答えいただいた中に図面が見にくいということを前回書いたかと思うんですが、つまり、そういうところなんです。環境影響評価法で指定されているかどうかとか、そういうことではなくて、我々がこれを見させていただいて専門的知見から意見を言わせていただこうと思った時に、そういうことを考える資料になっていないというか、配慮が少し足りないのではないかということが一番申し上げたいのです。ですからそこのところをしっかりと、御確認をいただいた上で、今、委員の方からお話があったような、つまり上流側で何かが起きることに対して、影響を受けるかもしれない色んな指定地、危険区域、そういったものが本当に大丈夫なのかということがわかるような図面なり説明をしていただく、土地の安定性という視点から、していただきたいということなのです。

相談させていただきながら、確認をして、その場所がどこであるかということで、また、変わってくると思いますので、ぜひ、個別に相談させてください。本文を読んでいるだけでは全く気付かないことだったんですけども、非常に重要な種がとれているということです。逆に、昆虫の場合、種類が多すぎて、レッドリストには挙がってないけれども、ここで見た場合、非常に重要になる可能性のあるものというのがあったりします。そういうのがまた、図鑑とかに載ってないような非常に同定が難しいものだったりすることがありますので、そういった意味では、せっかく調査をされたもののサンプルは、しっかり残しておいていただいて、普通、アセスメントが終わると廃棄されてしまうんですけども、今回の場所というのは、これが取れているということを考えると、非常に面白い場所である可能性もありますので、サンプルの保管とかについてもまた御検討いただければと思います。また、この種のことについては、御相談させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

(事業者) はい、貴重な情報ありがとうございました。確認された地点等を、もう一度確認しまして、今度、2回目にしっかりと情報を出したいと思います。ありがとうございます。

(委員) 可能であれば、その前にやりとりをさせていただいてもよいかと思えます。

(事業者) わかりました。

(委員) よろしく願いいたします。

(事業者) お願いいたします。

(委員) これがとれていることに大変、驚きました。リストを見てびっくりした次第です。本文を読んでいて気付かなかったことです。

(会長) はい、ありがとうございます。よろしいですか。

(委員) 最初に34番の質問に対する回答なんですが、具体的にどこに道路ができるというのが全くまだ記載されていないので何とも言えないのかもしれませんが、その回答で、道路等を、ちょうど中頃ですけれど、準備書において道路等を含む事業計画をお示ししておりますが、というふうになっているんで

すが、その道路が、多分書いてないですよ。それがわからないので言ったんですが、それと先ほどの水質6のところ、濁りや云々という話があったんですが、それとの整合性もとれないなあと、そのあとのアカザの記載が何か所で、例えば35番とか41番、45番で、書いてあるんですが、これに対する濁りの、白光川と言うんですかね、この川に対する濁りの影響で、特に45番のところ14%というふうに書かれているんですが、この14%というのは何を言っているのかわからない。これについての回答も、そこに書かれていないものですから、まずはこの道路というのが本当に決まっているのか決まっていなかったのか、決まっているのであれば何ページに書いてあるのか、濁りの影響のその14%というのが何に対する何のパーセンテージなのか、それを教えていただきたいなと思います。

わかりますか。まず34番のところ、事業者の見解というところで、中ほどには道路をちゃんと示していて、その影響はないと言いながら、そのすぐ後ろで、具体的な工事か所については引き続き検討をと。道路は決まっていなくて、ですよ。でもなんか影響はないと言っている。何かちょっと矛盾を感じるものから。

(事業者) まず道路のところにつきましては、準備書で見ていただいた前半のところ、17ページから10ページほどにわたって図面をつけさせていただいています。これが今回、環境影響評価の準備書でもって道路計画を決めている道路という形で作らせていただいて、これでもって環境影響評価をさせていただいたということで、ここでお示しをさせていただいている、というものでございます。で、一方で決まっていなとこというお話がありましたけれども、最終的に地権者との協議が整わないとここに道ができないかもしれないということもありますのでそういう表現をさせていただいているところです。これは評価書に向けて、今後、進めていかなければならないと事業者は理解しているところでございます。

(委員) では、現状で考えているルートは、ここに今、示してあるところだけでも。

(事業者) ルートを示し、排水の方向を示し、切土、盛土の形もお示しさせていただいたというのが、この17ページから始まっている図面、これでもって改変量も出させていただいているといった図面になってございます。

(委員) なるほど、ちょうど、白光川と言うんですかね、白い光の川と書いて、ここに対する道路からの濁水が14%、この14%というのはどういうことですか。1632 ページです。

(事業者) 確認ですけど、1632 ページの2段落目の到達先の白光川への影響は14%程度というところですかね。これがどこの道路かということですよ。

(委員) この数字がどういうふうに求めているのか。影響が14%。

(事業者) 濁水の浮遊粒子状物質の増加量が14%増加したという意味の14%ですね。現状の濁りのない状況と比較してということですね。

(委員) そうすると、結構、14%と言うと大きいですよ。さっき水質6のところはもっと大きかったと思うんですけど。まあ、同時にやらなければということも、先ほど言われてましたよね、同時にやらないからそんなには、実際には濁らないよという話もあったと思うんですけど、ただ反対に前半にも何人かの方が書かれていると思うんですけど、このところ、異常なほどの降雨があったりしますので、反対にこの数字よりもかなり大きくなる可能性も当然あるわけですよ。先ほど、今、書いてある数字がマックスだというような表現をされていたと思うんですけど、実際、ここら辺だと、濁りが一番、川の生物でも気になるものですから、本当のところを言うと、さっき道路の話は一応わかりましたけれど、現状で考えている道路で濁りが実際に出た時に、本当にこの数字で抑えられるのかなという、その辺の根拠が、今のその表現だと、少しわかりにくいなど。今、多分、14%と言っているのは、実際に調査した時の雨量と同じ雨量という前提で、予測も同じ雨量を使っていて、調査時に、降雨時の調査をしたときに、濁度に対する増加量ということで予測をしています。実際にもものすごく大雨が降った時に、調査していないので、その時に現況値を把握できていないので、実際にどうなのかというところの数値が多分、把握できていない。

(事業者) そうですね。

(委員) 多分、現況値はもっと上がると思うので、実際大きくなるかどうか、大雨の時にもっと濁りが大きいかどうかということは必ずしも言えない部分もあるのかなというふうには思います。ただ結局、道路を新たに設置ということ

になると、裸地になるわけですから、当然、濁りがたくさん出ることが予想されるわけで、それをいかに低減するかというところで、それが一応、沈砂池というようなものも書かれているんですけども、それぞれの場所に全部、沈砂池を設置されるのであればそういうのも実際に道路のどのあたりに降った濁水を、例えばU字溝で、時間どれぐらい流れても、沈砂池に入って、濁りが川には入らないよとか、何%入ってしまうよとか、ある程度もう少しなんか具体的な話が出てこない。さっきも会長からもありましたけども、そこがわからないので本当にこれ大丈夫なのかなと不安要素があるので、可能な限りで予想をもう少し正確に個々にしていただきたいなというふうに思います。

(事業者) はい、御質問ありがとうございます。多分、今のところは、準備書の22ページで、先ほどからお話ししているところの図面があると思います。改変計画図面の道路のところ、ここの番号で言うと3-80とか、3-81とか、このあたりに沢が入ってきているところがあります。ここが白光川と呼ばれている上流域になります。ここに道路の絵が書いてありますけど、これはもう既設に出来上がっている道路になります。国有林さんが作られた道路でありまして、この道路を使わせていただいて、風車の部品を運ばせていただきたいという計画を我々はしております。その中で、若干、今の道路は、狭いところがありますので、切ったり盛ったりさせていただかなければならないところがありますので、その影響評価をしたときに、この川に濁った水が到達してしまう可能性が高いということを今、考えているところでありまして、それぞれこれから水を流す方向は図面でお示ししてあります方向に流すということを考えていますけれども、ここについて細部の設計をやって、林地開発の協議の方にもっていくという形を今、考えているところでございます。

その結果、先ほど申しましたように、今回の環境アセスメントの雨量の濁りの調査は、一雨雨量と呼ばれている、雨が降った時に調査している、その状態で、やはり濁り度が増してしまうということが分かってきたということで、ここにはその数字として14%というものを書かせていただいたということになります。よく地元の方からも言われるんですけど、もっととんでもない雨が降ったときに調査すべきではないのかとおっしゃられますけれども、とんでもない雨が降った時に現地で雨を測定するなんてことは、命懸けになってきますので、そんなことは安全上できませんというお断りをさせていただいた上で一雨雨量というもので評価しなさいというアセスメントの基準にのっとってやらせていただいた結果がここにお示ししてある14%。今回、こういった状況になりましたということでございます。ここの細かいところ、御指摘をいろいろいただいておりますけれども、作り込みをしていかなければならないところがまだあり

ますので、その辺はまた御指示いただければと思っております。よろしく願いいたします。

(委員) はい、わかりました。ちなみに、今ここで、タイプ1、2、3、4という沈砂池は具体的にどこになるのですか。

(事業者) いろいろなものがあると思うんですが、道路は、山側に側溝を作って、そこで溜めていきながら、あと川に流すところが出てきてしまうんですが、そこに沈砂池を設けさせていただきます。あまりたくさん集めてしまうと、大きなものを造らなければならなくなってしまうので、なるべくこまめに作って水を流せるようにしていくということを考えています。そのほか、風車の敷地のところを見ていただきますと、どこでもいいんですけど、小さな四角い枳みたいなものを書かせていただいておりますけど、ここは風車の敷地に対する沈砂池ということで準備させていただいております。それから盛土させていただくところも大きなところは沈砂池の絵を描かせていただいております。都合、その面積に集まる水を想定して、処理できる沈砂池を設けるという計画をさせていただいております。

(委員) そっちの土木系のことは少しわからないんですが、その辺は一応計算されて、常識的な雨量の中で対応できるというふうに、されているということではないんですかね。

(事業者) はい、ありがとうございます。ちなみにこの地域だと、今の基準だと、137mmぐらいの雨量でもって計算しなさいと言われておりますので、最低それには従いますけれども、今後その数字が変わってまいりますれば、それに対応して設計してまいりたいと考えております。

(委員) はい、わかりました。

(会長) はい、ありがとうございました。それで今、4時を5分ほど過ぎまして、まだもうちょっと少し質問、確認をさせていただきたいので、最大20分ぐらい延長したいと思いますが、よろしいですか。皆さん御異論ないようですので、続けさせていただきます。

(委員) 4点あります。鳥類に関してです。1つ目、62番ほかに書きましたが、クマタカの行動圏の解析と環境保全措置の検討についてです。準備書にク

マタカの推定行動域の位置図とかの記載もなく、影響回避に向けてどのような検討が行われてきたのかという記述がありません。2年間調査していただいて8ペアの確認ということがありまして、2022年の調査でも新たな追加確認もあるということでした。準備書の1424ページにマップがありますので、委員の方、御確認いただきたいのですが、ここに8ペアの行動圏というのをオレンジ色で記載されていて、それがいくつも重なっています。ということを確認していただいた上で、この8ペアの中で、2019年にヒナが出ている■■■■ペアについて質問をさせていただきます。

このペアの営巣中心域から1.5kmを囲むと、風力発電機が10基含まれることとなります。このペアの行動域の中に発電機が10基あります。県外の猛禽類の専門家のヒアリングによると、クマタカは風車から500mを避けるというデータがあります。同じ専門家のヒアリングで、1ペアの生存に700ha必要だということなんですけれども、この500mを避けると、結果的に350haしか残らないということになり、このペアにとって風車が立つ影響が極めて大きくて、ペアの生息とか繁殖活動が不可能になる可能性もあります。代償措置についてはいくつか挙げていただいているんですけれども、更なる風力発電機の削減とか、配置の変更とか、回避策をまず先に検討すべきではないかと思えます。それが一点です。

2点目は、クマタカの年間予測衝突数についてです。73番に書かせていただきましたが、このように生息個体数が多い地域でありますので、単純合計の年間予測衝突数の値が高いことへの懸念は、専門家ヒアリングからも出ていました。ヒナや近接地域からのペアも確認されていますので、事業地のクマタカ生息への重要度というのは、とても高いと思うんですね。調査されていて感じられていると思いますけれども、そのことについてどうお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

3点目、68番のミゾゴイの影響予測評価結果についてです。改変予定場所は営巣適地でないから影響が少ないという評価でしたけれども、ミゾゴイの行動圏は巣から300mの範囲であると推定されていますけれども、確認地点から300mの円を描いた時に、営巣適地があるように見えます。例えば改変予定に近接する1018ページとか1021ページの調査結果の中には水域や谷底地形も見えていますので、もう少し丁寧な解析が必要ではないでしょうか。

最後4番目、方法書への知事意見の対応についてです。これは番号はないんですけれども、夜間調査や地元調査グループとの情報共有をしてくださいという項目があったんですけれども、これが十分できていないのではないかと思います。渡り調査で、地元の方達のデータと今回の調査との確認数が大きく隔たっていることについての見解を伺いたいと思えます。

以上4点です。お願いします。

(事業者) ありがとうございます。まずクマタカの行動圏等についてだと思っておりますが、とりあえず2年、繁殖期を含めると約2年とちょっとというところの状況を今、準備書ではお示しさせていただいております、それについての各年の行動圏を示させていただいたところです。合わせますと、どうしても、個体を見る限り、やはり、別の区域まで飛翔しているところがございまずるので、どうしても、行動圏というのは、それぞれ重なってくるものでございます。

その中で、広域的なところの考えで今、生態系で少し書かせていただいておりますが、先ほど委員から1.5kmで囲むというお話がございました。これは猛禽類保護の進め方の中で、営巣地がわからない不明な時には1kmないし1.5kmで囲むというような記載がある上で最大の1.5kmで囲んでいただいたんだと思っております。実際の■■■■ペアについては、幼鳥を確認して行動を追った中で営巣というのがなかなか確認できないところなんです、ほぼ場所としては、とらえられ把握できていますが、なかなか見つけられないというところがございます。

そういったところで、今のところ1.5kmという、そういった大きな枠組みでは、取っていないところでございまして、行動面等から見た囲いとか、あと地形ですね、そういったところからクマタカが利用しているであろうというところを、囲っておるところでございます。あと、県外の有識者のヒアリングから、クマタカは風車の500m圏内を利用しなくなる傾向があるというところと、ペアについては、繁殖には約700haくらい、平均的に必要になるだろうと、いうお話をいただいております。生態系のところで行動圏等の面積等を示させていただいております、そこから500mのところの囲いを外しますと、一部です、この700haを切るものは出てきておるのは確かなところがございます。そのあたりですね、2022年の調査も含めて、再度、そういったところは、予測評価を見直したいところがございます。

(事業者) あとすみません、2点目の衝突数に関してなんですが、事業地全体で考えるべきなのかという、御質問の意味がわかりにくかったところがあったんですけども。

(委員) 静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会というのをこの委員会と別途、開催していただいているわけですけれども、そちらで資料の中に専門家のヒアリングがあって、先ほどあった0.05を下回れば、クマタカは生きていける、何

とか20年の間に1羽死んでも、ここでの生息は続けていかれるのではないかと
いうようなお話もありましたが、そのこの文章の中にも、単純合計した場合のこ
この地域の年間衝突数の値は高いことは間違いないですよってということが書
かれているんですけど、その0.05という何とか生きていけるだろうみたいな
数字のところだけが一人歩きしているような気がします。これだけ多いペアで
衝突する確率の合計が高いということは、この地域のこのエリアの重要性、こ
この環境の重要性を物語っていると思うので、そのことについても考えていた
だきたいということをお願いしたいです。

(事業者) はい、ありがとうございます。そうですね、全体として数値を足し
ていくと高くなってしまいうところがございます。ただ県外の専門家のヒ
アリングの中では、それだけペア数があるということは、それだけ個体数が多
いということであって、それらに対しての、それぞれの風車に対しての、影響
というのを見た方がいいだろうということで、今そういった、数的には8ペア
いますので、全体のクマタカの衝突数を8で割ることも考えだよと言われたと
ころでございまして、要は、部分部分で、それぞれのペアの絡んでくるような、
行動圏が絡んでくるような、風車の数も違ってまいりますし、そういったとこ
ろも、みるべきじゃないのかと、言われたところでございます。

確かに委員の言われるとおり、密度が高いということは認識しておりまし
て、それらの飛翔状況等を考えて、先ほども事業者の事業概要の中でも、どう
しても飛翔が色濃く出たところについては、準備書前に風車の位置の変更を行
ったということもお話ししたと思うんですけども、そういった点の配慮はし
たところでございます。

(事業者) 3点目ですね、ミゾゴイについて、営巣場所の確定がとれるような
調査結果というのは得られてないところでございます。先ほど委員からも営巣
地から300mの範囲ということでお話がございましたが、現状を見ていただくと、
実際に確認された地点、目撃が主なところではございますが、その場所か
ら、ミゾゴイが営巣するような場所というのは、やはり尾根状の場所ではなく
て、若干低いところ、谷筋に近いところではないのかなと思っておりますの
で、その300m付近に絡むような確認というのはないのではないかと、考えて
おるところではございます。

あと4点目ですね、夜間調査と地元との情報の共有というところでございま
す。夜間調査に関しましては、レーダー調査というお話もあったんですが、こ
ういう山岳的な山の高低の激しいようなところでのレーダー調査というのが、
なかなか難しいところがございますし、まずやってみた結果としましても、な

なかなか良い情報が得られない、というのが現状でございましたので、その点に関して、実施していないところでございます。

調査としましては、渡り調査に関しましては、日の出前から現地入りして、そこでの、暗いところではございますが、鳴き声であったり、そういったところもおさえながら、調査したところでございまして、できるだけ、日の出前と日没後までの、時間帯も踏まえて調査してきたところでございます。一般に小鳥類、日没後2時間くらい前とか、あと日の出前の1時間前後とかというところが、比較的多く飛ぶというような事例もありましたので、そこを夜間調査というところで含めさせていただいた部分がございます。それと別個、ミゾゴイもそうですけども、夜間に飛翔するようなフクロウの類いであるとか、あとヨタカという鳥も含めて、夜間の調査として、日没後に3時間から4時間程度の中を踏査もしくは車で地点ごとに点々と声を聴くというような調査を実施したところでございます。

あと、地元との共有というところは、お話だけ、現地調査員がいらっしゃる会の、そういった情報を聞くというところで、とどめたところではございました。ですので、住民意見の中でも、いろんな渡り鳥の数であるとかという意見が出てきたところと、弊社での今回実施した中での差というのはあるのかなとは思っております。

(委員) 時間もないので続きはまた意見書を出させていただこうと思うんですけども、それで確認していただけますでしょうか。お願いします。

(会長) はい、ありがとうございます。じゃあ、景観の方、よろしいですか。

(委員) 景観です。今日はシミュレーションを出していただいてありがとうございます。簡単に申し上げます。

景観のところの、シミュレーションをして頂いたのですが、この変化の状況ということです。1528ページの評価について書かれている内容です。それについて、風力発電が建ったらどのように景観が変化するかということを記載していただきたいわけですね。それがどれくらいの影響を及ぼすかということをごここに記載していただきたいと思っております。

以前から、ここの景観というのは、この写真の景観を評価するのではなく、この大井川とその周辺、河川の周辺の、大変多くの人々の営みがあって、視点の場が多いということと、大井川鉄道が通っているということで、大変豊かな大井川流域の自然環境というのが景観に表れています。原風景になっているということが重要であるということは各市町からも御意見が出たところです。です

ので、この稜線、スカイラインを切るということが、風力発電が建つことによって著しく景観を阻害しているところなんですね。で、あって、この評価の方法を、また詳しくは書面で出させていただきますけれども、1528 ページの右側のところで、すべてにおいて「写真において視認できる景観資源はない」と、全部そういうふうに書いているんですが、ここから何基見える、ということで、もちろん、近景、中景、遠景から、その風力の見え方というのは変わるんですけども、ここからは何基、どのように見えるか、例えば、近景との関係性とか、そういったことで評価していただきたい、多分、これ評価されているんだと思うんですが、写真というよりかシミュレーションですよ、予測評価をして、写真において、どうだという話を書かれていると思うので、また後で書類を出しますので、よろしく願います。

それと、もう一つです。主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況の環境影響評価です。このところは、もう少し検討し直してください。というのは、ここに書いてあるのはコースの状況です。決して風力が建った時の、環境がどう変化するか、というようなことで記載されてはおりません。

コースを本当にたくさん歩いていただいて、そこにあった資源をここに抽出しているんですが、ルートを歩いた時に、どのように風力が見えてくるか、というところの視点が全くここに書かれていないのです。地図があるものもないものがあるんですが、1545 ページとか、もっと分かりやすかったのは、建設される風車の下を、ポイントを歩くような、そういったところもあるので、そうするとものすごく圧迫感を感じるんですよ。人と自然との触れ合いの活動の場の環境影響評価というのは、圧迫感を軽減するとか、快適性とか、こちらもまた書類を出させていただきますので、そういったことで内容を改変していただきたいというか、適切な記述にしていきたいと考えております。以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。よろしく願います。

事務局、パワーポイントを出してもらってもよろしいですか。

すみません、最後に私から、猛禽類について、追加の意見を出させてもらいますけれども、私の感想は、今回、猛禽類に関する予測、評価は、非常に不十分だと思います。ほとんどは、この予測回数や、餌資源、それから好適性ですね、それに基づいて予測して、ほとんどが影響は小さい、または低減できる、というような表現に終始しております。それで、私、頑張って、今この画面に出ている図面を、準備書の1424ページに基づいて、実はこの猛禽類保護の進め方で、御承知のように、まず最初に、行動圏の内部構造を明らかにした上で予測、評価するというのが基本的なスタンスなんですよ。ところが今回、出

てきている準備書の中には、行動圏が唯一示されているだけで、内部構造についての記載は一切ないのです。それが無い状態で、どんなに衝突回数とか、餌資源とか好適性と言われても、それは、説得力はないと思います。この1424ページの図を見ても、行動圏を線で示しているだけで、ほとんど意味のない図になっているんですよ。これを少し透明度、透過性を下げて、かぶせていくと、この事業地の大半は、このクマタカの行動圏で覆われる、全くすべてが覆われるんですよ。次の図面いいですか。これをもう少し強調していくと、例えばこれだと■■■■ペアと■■■■ペアと■■■■ペアと一番上の部分は、3つのペアが、この紫のところの餌場を競合しながら生きているんですよ。ほとんどの場所が2つのペアか3つのペアが競争しているところ、このかぶっているところに餌を捕りに行っているんですね。その餌をとりに行っているところがどこかという、この採餌環境好適性区分でいけば、非常にいいところですよ。その次に示されている餌資源の量の多い少ないを見るとやっぱりそういうところを選んでペアが競争して、一生懸命、生きて、取りに行っているんですよ。そういうことの解析が全くなくて、ただただ予測回数が少ないから影響度が小さい、他に餌資源の豊富なところが周辺にあるからただただ影響が小さいと言われても、それは、説得力はないです。すべてとは言いませんけれども、これはよく御覧になればすぐにわかります。この重なっているところはみんな濃いんですよ。つまり採餌環境の良いところに集まっているんですよ。餌資源の多いところにみんなが集まって、2ペアとか3ペアで取り合っているんですよ。そういう中で風力発電機ができて影響がないという方がむしろ不自然で、影響はちゃんとあると認識した上で、では、どうするのかというふうにしていただかないと、現在の猛禽類のこの予測、評価というのは他に良い餌場があるから影響が小さい、他に餌資源の良いところがあるから影響が小さい、というだけで、すべてが、終わってしまっています。それでは、まず内部構造から解析したことにはもう全くならないというふうに思うんですね。

自然保護上、営巣中心域とか、営巣地そのものが表現できない、これは当然、そうだと思います。だからこそいろいろ知恵を絞って、そういうところを解析していただかないと、納得ができないと言いますか、読んでいて全く分からないです。私が指摘させていただいて初めて予測回数が0.05が一つの目安であるとか、数字が出てきましたよね。それであればどうして最初の準備書の段階でそういう基準をお示ししていないのか、今出ている予測回数というのは単なる相対値だけなんですよ。多いか少ないかだけで、絶対値としてどういう意味があるのかということは何ら基準を示されなくて、ただ多い少ないというだけで、評価されているんですよ。だからそういうところまでもう少し表現していただかないと、色んなところでデータをいただきましたけど、これだけ

クマタカの密度が高く、すべての場所を覆っているというのは、そう多くはないのかなと個人的には思ったりしますので、もう少しその辺をしっかりと解析していただきたいです。

それから、渡りですね。この渡りについては、もう既に御承知のように、この伊良湖から渡ってきて、この辺が通過されると。この渡りというのは、御承知のようにこの東アジア、オーストラリアのラインというのは世界でも5つか6つしかない、世界の重要な渡りのフライウェイですよね。そういうところの一角に掛川、伊良湖から掛川の上空というのはあるわけですし、そういうことについての御認識というものがこの準備書の中にはほとんど表現されてこないと言いますか、表現されてないように思うんですよ。そういうところの、基本的な重要性を認識した上で、もちろん渡りですので10kmか15kmぐらいぶれるというのはいろんなものを見ても書いてあるんですけども、そういう視点で最終的に、この渡りについてもしっかりと御認識いただいた上での予測、評価をお願いしたいと思っております。特に猛禽類については非常に、今回、濃い場所ということは理解できましたし、クマタカやミゾゴイ、それぞれ非常に貴重な生物ということももう理解されているので、ぜひその辺がしっかりと解析までいただけるようにお願いします。

それからもう一つ最後は、やっぱり土地の安定性は災害というものに直結しますので、災害そのものはアセスの対象ではないんですけども、その基となる土地の安定性というのは非常に重要で、この場所は砂防指定地から危険区域もたくさんありますので、その辺も十分御配慮いただいた上での予測評価をお願いしたいというふうに考えています。

私の方からは以上です。また追加で質問をさせていただきます。

すみません。ずいぶん遅くなってしまって申し訳ないですが、他に御発言どうしてもという方がなければ、事務局の方に一旦、お戻ししたいと思います。今日の審議はここまでとさせていただきます。長時間になって申し訳ございません。またよろしく願いいたします。

3 開会

(事務局) 御審議ありがとうございました。今回いただきました御意見また追加で御提出いただく御意見につきましては、事務局の方で取りまとめまして、事業者と調整の上、次回審査会で報告できるようにさせていただきます。

事務局から連絡事項、1点ございます。次回の審査会は引き続き（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書の審議を予定しております。第2回目は2月16日（木）に、第3回目を3月14日（火）に開催する予定としております。また改めて御案内させていただきますので、よろしくお

願いたします。それでは長い時間、今日はありがとうございました。以上をもちまして令和4年度第6回静岡県環境影響評価審査会を閉会いたします。ありがとうございました。